

平成28年 第8回

戸田市教育委員会定例会

平成28年7月28日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第8回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第 4号 戸田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について…………… 1

報告第 5号 戸田市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について…………… 3

(2) 議案

議案第25号 戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）について…… 5

議案第26号 平成28年度行政評価（案）について……………別紙

議案第27号 戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会委員の委嘱について（案）…… 9

議案第28号 戸田市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について（案）…………… 10

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成28年8月18日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）

戸田市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「の従事」を「への従事等」に改め、同条第1項中「又は」を「、若しくは」に、「事業事務若しくは営利企業等に従事しようとするとき」を「事業若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとするとき」に改める。

第11号様式を別記のように改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立小・中学校職員服務規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

【 改正理由 】

第21条については、文言の整理を行うものです。

第11号様式については、介護休暇の利用促進のため、休暇を分割して取得できる回数が2回から3回に拡大されたため、介護休暇簿の様式を変更するものです。

介 護 休 暇 簿
氏名

要介護者に関する事項	氏名				要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
	続柄							
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居					
	介護が必要となった時期	年 月 日						
介護休暇の期間の初日から1年間 年 月 日から 年 月 日					連続する二の期間における要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
連続する一の期間	年 月 日から 年 月 日		月（日）					
連続する二の期間	年 月 日から 年 月 日		月（日）					
連続する三の期間	年 月 日から 年 月 日		月（日）					
合計	月（日）＊6月（180日）を越えない範囲				連続する三の期間における要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
承認 年月日	届出 年月日	承認		申請 者印	休 暇 の 期 間			
		校長			年 月 日	時 間	日・時間	
・ ・	・ ・				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時間
・ ・	・ ・				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時間
・ ・	・ ・				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時間
・ ・	・ ・				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	日 ----- 時間

(裏)

受理 年月日	届出 年月日	受 理		届出者 印	休 暇 の 取 り 消 し 等 の 期 間			備 考	
		校長			年 月 日	時 間	日・時間		
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	
					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	日 ----- 時間	

戸田市立小・中学校職員服務規程新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(兼業及び他の事業等<u>の従事</u>)</p> <p>第21条 職員は教育に関する他の職を兼ね<u>又は教育に関する他の事業事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは</u>、兼職(業)承認(許可)願(第31号様式)をもって教育委員会に願出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第22条～第25条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(兼業及び他の事業等<u>への従事等</u>)</p> <p>第21条 職員は教育に関する他の職を兼ね、<u>若しくは教育に関する他の事業若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとするときは</u>、兼職(業)承認(許可)願(第31号様式)をもって教育委員会に願出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第22条～第25条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この訓令は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立小・中学校職員服務規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。</u></p> <p>様式 (略)</p>

教育委員提案について

平成28年第8回教育委員会(定例会)

平成28年7月28日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 給食費の未納対策について…………… 1
(学校給食課)
- ② 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(中央教育審議会答申)に
ついて…………… 4
(教育政策室)
- ③ I C T推進計画について…………… 6
(教育総務課)

給食費の未納対策について

■学校給食費の未納状況

① 学校給食費未納調べ（収入未済額）

区分 決算	給食費調定額 (千円未満切捨て) (a)	収入未済額 (千円未満切捨て) (b)	比率 (%) (b/a)
23年度	494,728 千円	5,096 千円	1.03%
24年度	490,176 千円	3,829 千円	0.78%
25年度	488,921 千円	3,190 千円	0.65%
26年度	494,374 千円	3,007 千円	0.61%
27年度	500,546 千円	1,706 千円	0.34%

一般会計決算書より 現年度分と過年度分の合計

② 過年度分（平成27年度以前分）未納額の状況

時点	未納者数（延べ）※	世帯数（実数）	残額	備考
H28.4.1	79人	48世帯	1,706,717円	
H28.6.10	76人	45世帯	1,665,221円	3件41,496円納入

※未納者数（延べ）…年度・児童生徒につき1人とする。

③ 児童手当からの徴収状況（H27.2より開始）

支給日	対象者数（実人数）※	申出者数（実人数）	徴収金額
H27.2.10	34人	3人	66,230円
H27.6.12	31人	2人	12,300円
H27.10.13	32人	1人	7,400円
H28.2.12	31人	1人	18,500円
H28.6.10	14人	1人	3,700円

※対象者数…児童手当を受給している者（保護者）の実数。年度・児童生徒数にかかわらず1人とする。

④ 未納者への対処

- ・督促状を送付する
- ・電話催告を行う
- ・家庭訪問を行う
- ・申出により児童手当から徴収する
- ・法的措置の実施（簡易裁判所へ支払督促を申し立てる）

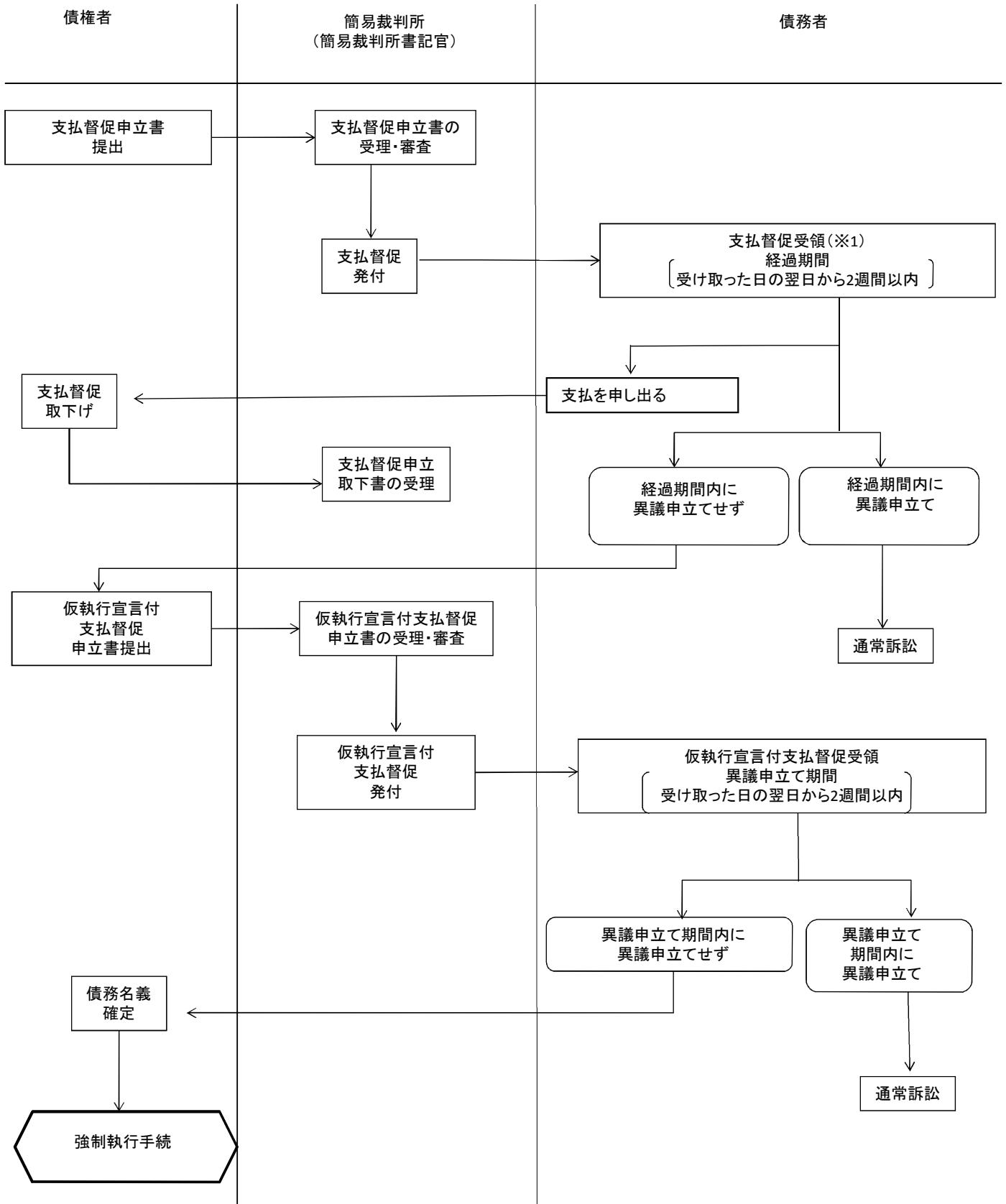
⑤ 平成27年度 過年度分（平成26年度以前分）の状況

（当初）収入未済額 3,007,197円 （年度末）納入済額 819,467円（納入件数 57件）

■学校給食費の未納対策のスケジュール(案)

時期	庁内	簡易裁判所
H28. 8	法的措置（支払督促）の対象者を、学校より状況を聴取するなど、選定を始める。また法律相談等、情報収集を行う。	情報収集・事前相談
① (H28. 9)	支払督促の申立について、議会等へ説明を行う。 説明後、申立書を作成する。(市長決裁)	
② (H28. 10)	簡易裁判所へ支払督促の申立書を提出する。	申立書の受理・審査後、支払督促を債務者へ発付する。
③ (②より概ね1か月後以降)	債務者が支払いした、または支払いを申し出たものについては、支払督促の取下げを簡易裁判所へ申し出る。	支払督促を取下げした場合、同じ債務で再度支払督促を申し立てることはできない。
	債務者より支払いの申し出がなかったもの、および支払督促に対して異議申立てが出なかったものについて、「仮執行宣言付支払督促」の申立書を簡易裁判所へ提出する。	申立書の受理・審査後、「仮執行宣言付支払督促」を債務者へ発付する。 (注釈)「仮執行宣言付支払督促」とは、判決が確定しなくても強制執行が可能となる支払督促のこと。
④ (③より概ね1か月後以降)	異議申立てが出た場合は通常訴訟に移行する。	債務者より支払いの申し出がなかったもの、および支払督促に対して異議申立てが出なかったものについては、債務名義が確定し、債務者の資産に対し強制執行が可能となる。

支払督促の流れ



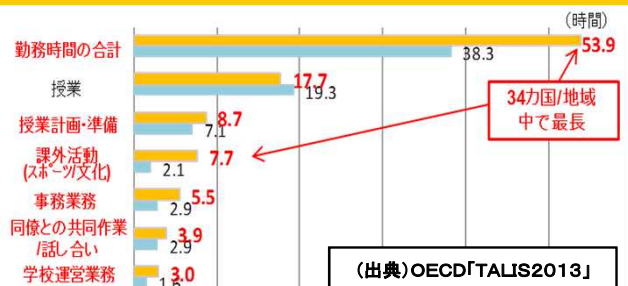
チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

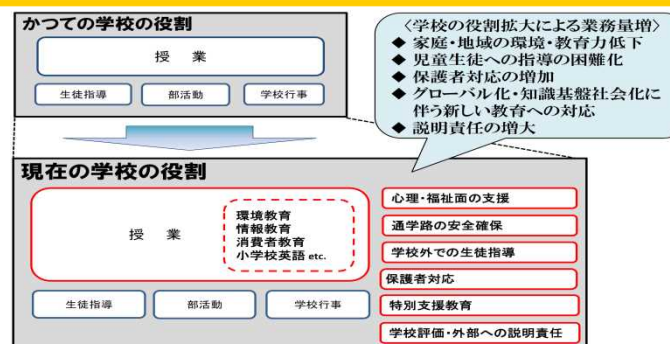
(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

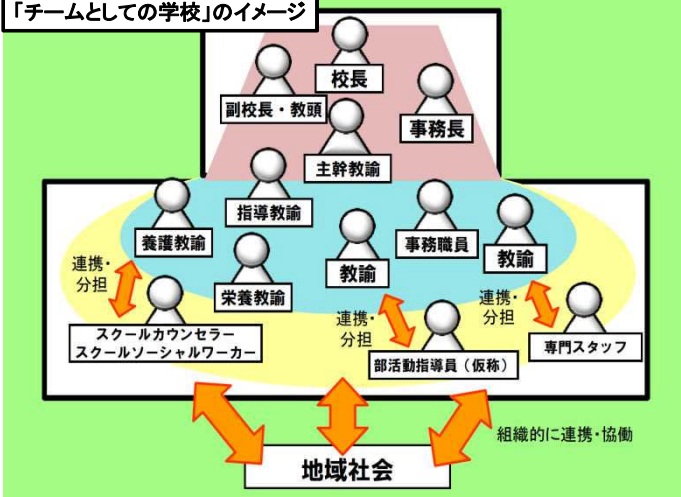
学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援



～戸田市 教育の情報化推進プラン～



人工知能（AI）を活用できる力の育成

人工知能（AI）では代替できない能力の育成

～21世紀型スキル・汎用的スキル・非認知スキル～

○既に導入済
●今年度導入
・今後導入を検討

産官学民との連携（新しい学びの創造）

- 東京大学（CoREF）【知識構成型ジグソー法】
- 青山学院大学【戸田市いじめ対応プログラム】
- Google【Google Apps for Education】
- 国立情報学研究所【Reading Skills】
- Recruit Marketing Partners【スタディサプリ】
- ベネッセとの包括連携（EdTech Lab@戸田）
【ミライシード・学習探検ナビ・ICTレッスンアドバイザー・
Creative Learning Work shop・Computer Science・Global Math】
- SPRIX【業務の効率化】（文部科学省委託事業）
- Intel® Teach【異動者教員研修】

I C T環境の整備

- 全教室に教員用タブレットP C、大型テレビ、実物投影機の設置
- 生徒用デジタル教科書の導入
- 教員用校務支援システムの導入
- 各種会議のペーパーレス化
- 全教室（体育館を含む）を超高速無線L A N化及び画面転送装置（無線）の設置
- 特別支援教育用 i P a dの導入
- 全校に生徒用タブレットP C（Windows）
- 推進校に生徒用Chromebook

急激に変化する情報化社会への対応

- ・Classiにおける英語モジュール教材の共有化
- ・家庭学習におけるB Y O D（私的デバイスの活用）
- ・プログラミング教育の推進（ラズベリーパイ、ロボット等の活用）
- ・3次元データの活用（C A D・3 Dプリンター・プロジェクションマッピング）
- ・教育クラウドプラットフォームの利用（SaaS・IaaS）
- ・教職員のモバイルワークの実現
- ・タブレットを活用した反転授業の導入
- ・I C T教育マイスターの育成

文科省：教育の情報化加速化プラン（授業・学習面、校務面、学校・地域連携など学校活動のあらゆる側面へICTの積極活用）

総務省：情報教育化の推進（ユビキタスネット社会の実現に向けた21世紀型の社会の構築）

報告事項

平成28年第8回教育委員会(定例会)

平成28年7月28日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 平成28年第3回戸田市議会定例会（6月）における要望等事項について…………… 1
- ② 「戸田市立中学校学校選択制のご案内」冊子の配付について……………別紙
（学務課）
- ③ 戸田市教育委員会ホームページ及びSNSの新設について……………資料なし
（教育政策室）
- ④ 学校総合体育大会二市大会の結果及び県大会出場種目について…………… 2
（教育政策室）
- ⑤ 前谷遺跡第5次発掘調査について…………… 4
（生涯学習課）
- ⑥ その他

議 会 に お け る 要 望 等 事 項

担当部名 教育委員会事務局

平成 2 8 年 第 3 回 議 会		執 行 部 局	
会議の別 発言議員名 担当課名	要 望 等 要 旨	回 答 要 旨	今 後 の 対 策
一般質問 山崎雅俊議員 学務課	戸田東小学校では児童数が増加している。現在の登校の様子から、危険な状況も見られる。交通指導員の増員を要望する。	戸田東小学校については、児童数の増加が著しく、登校時に児童が集中してしまい、心配な状況もあることから、指導員の増員も含めて検討していく。	回答要旨のとおり

平成 2 8 年 第 3 回 議 会		執 行 部 局	
会議の別 発言議員名 担当課名	要 望 等 要 旨	回 答 要 旨	今 後 の 対 策
一般質問 三輪なお子議員 学務課	北大通り沿い、武蔵野銀行の北側通学路について、下校時における交通指導員の配置と、西電話局通り沿い、蕎麦屋の所の横断歩道を渡るよう通学路を変更し、交通指導員を配置するよう要望する。	通学路は、児童生徒が安全に登下校できる経路を、交通量や危険箇所等を総合的に判断して、各学校の校長が定めている。学校と連携の上、今回要望された箇所も含め、学校のニーズを十分把握し、通学路の状況の把握に努め、指導員の配置も含め検討していく。	回答要旨のとおり

報告事項④

平成28年度 学校総合体育大会二市大会の結果（戸田市）

種目	学校					
	戸田中	戸田東中	美笹中	喜沢中	新曽中	笹目中
野 球	3位					<u>1位</u>
サッカー	<u>1位</u>			3位		
ソフトボール				2位		<u>1位</u>
バスケット ボール	<u>男2位</u>			女3位	<u>男3位</u> <u>女2位</u>	<u>男1位</u> <u>女1位</u>
バレーボール	<u>男1位</u> <u>女1位</u>		女3位		男3位	<u>女2位</u>
ソフトテニス				団女3位 <u>個女8位</u>	<u>団男2位</u> <u>団女2位</u> <u>個男6位</u> <u>個女6,7位</u>	<u>団男1位</u> <u>団女1位</u> <u>個男1,3,5,7位</u> <u>個女1,2,3,4,5位</u>
卓 球	<u>団男1位</u> <u>団女1位</u> <u>個男シ2,3位</u> <u>個男ダ1,2,3位</u> <u>個女シ3位</u> <u>個女ダ1,4位</u>		<u>団男3位</u> <u>団女3位</u> <u>個男シ4位</u>		<u>団男2位</u> <u>個男シ1位</u> <u>個男ダ4位</u>	<u>団男3位</u> <u>団女3位</u> <u>個女ダ3位</u>
柔 道	<u>個男3位</u>					<u>個男1位</u> <u>個男3位</u>
剣 道	<u>団男1位</u> <u>団女3位</u> <u>個男3,7位</u> <u>個女5位</u>	<u>団女1位</u> <u>個男5位</u>		<u>個男8位</u>	<u>団男3位</u> <u>団女3位</u> <u>個女8位</u>	<u>団男2位</u> <u>団女2位</u> <u>個男4位</u> <u>個女1,3,4,6,7位</u>
バドミントン (女子)	<u>団1位</u> <u>個シ3,5位</u> <u>個ダ2,3,4位</u>	<u>団3位</u>			<u>団2位</u> <u>個シ1,2,4位</u> <u>個ダ1,5位</u>	

~~~~~は、県大会出場。

\_\_\_\_\_は、県南大会出場。

県南大会は、6月15日（水）に開催。

## 平成28年度 学校総合体育大会県大会出場種目

|                  | 競 技          | 種 目 等                                                                                         |
|------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸<br>田<br>中      | (1) 陸上競技     | 男子 1年100m 2年100m<br>共通200m 共通400m<br>1年1500m 共通1500m<br>共通3000m 共通110mH<br>共通走幅跳<br>女子 2年100m |
|                  | (2) サッカー     | 男子                                                                                            |
|                  | (3) バレーボール   | 男子                                                                                            |
|                  | (4) 卓 球      | 男子団体<br>男子個人シングルス1名、ダブルス3組<br>女子個人シングルス1名、ダブルス2組                                              |
|                  | (5) 剣 道      | 男子団体<br>男子個人2名<br>女子個人1名                                                                      |
|                  | (6) 柔 道      | 男子個人1名                                                                                        |
| 戸<br>田<br>東<br>中 | (1) 陸上競技     | 女子 3年100m 共通200m<br>共通800m 共通1500m                                                            |
|                  | (2) 剣 道      | 男子個人1名                                                                                        |
|                  | (3) バドミントン   | 男子 個人シングルス1名                                                                                  |
|                  | (4) テニス      | 女子個人シングルス1名                                                                                   |
| 喜<br>沢<br>中      | (1) 陸上競技     | 男子 3年100m<br>女子 3年100m 共通200m                                                                 |
|                  | (1) 陸上競技     | 男子 共通800m 共通1500m<br>共通3000m<br>女子 1年100m 4×100mR                                             |
| 新<br>曾<br>中      | (2) バスケットボール | 女子                                                                                            |
|                  | (3) ソフトテニス   | 女子団体                                                                                          |
|                  | (4) 卓 球      | 男子団体<br>男子個人1名                                                                                |
|                  | (5) 体 操      | 男子個人2名<br>女子団体 女子個人10名                                                                        |
|                  | (1) 陸上競技     | 男子 2年100m<br>女子 1年100mH 1年走幅跳<br>共通走幅跳 共通砲丸投                                                  |
| 笹<br>目<br>中      | (2) バスケットボール | 女子                                                                                            |
|                  | (3) ソフトテニス   | 男子団体 男子個人1組<br>女子団体 女子個人3組                                                                    |
|                  | (4) 剣 道      | 男子団体 男子個人1名<br>女子団体 女子個人5名                                                                    |
|                  | (5) 柔 道      | 男子1名                                                                                          |
|                  | (6) テニス      | 男子個人1名 女子個人1名<br>男子ダブルス                                                                       |

## 報告事項⑤

### 前谷遺跡第5次発掘調査について

前谷遺跡第5次発掘調査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

周知の埋蔵文化財包蔵地（前谷遺跡）における個人住宅建築工事に伴い、試掘調査を実施した結果、古墳時代初頭を中心とした遺構・遺物を良好な状態で検出しました。その後、土木工事事業者と埋蔵文化財の保存に関する協議を行い、建築工事の計画変更は困難であり、基礎工事の施工により、埋蔵文化財の破壊を免れないとの回答があったため、文化財保護法第99条に基づき、下記のとおり発掘調査を実施しました。

- 1 調査期間 平成28年6月1日（水）～6月30日（木）
- 2 調査地 戸田市上戸田2丁目20番5
- 3 調査対象面積 78.74 m<sup>2</sup>
- 4 工事事業者 個人事業者
- 5 調査主体 戸田市教育委員会

#### 6 調査成果

##### ・主な検出遺構

| 遺構種別  | 検出数 | 推定時期            |
|-------|-----|-----------------|
| 周溝状遺構 | 4基  | 古墳時代前期（約1700年前） |
| 溝状遺構  | 2条  | 中世（約800年前）      |
| 井戸跡   | 2基  | 中世（約800年前）      |
| 柱穴    | 13基 | 時期不明            |

・検出遺物

総量：コンテナ（545×440×200mm）1箱

内容：土師器（古墳時代前期）、須恵器（中世）

7 調査状況写真



調査前風景



表土掘削



遺構検出状況



周溝状遺構調査状況



土師器（はじき）検出状況



周溝状遺構調査状況



周溝状遺構調査状況



土師器 (はじき) 検出状況



井戸調査状況



発掘調査風景



調査区全景

参考資料

文化財保護法（平成19年3月30日法律第7号） ～抜粋～

（地方公共団体による発掘の施行）

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施工することができる。